

学校法人 滝川学園 コミュニケーションマーク及び校章使用規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人滝川学園(以下「学園」という。)に設置された学校、名古屋文理大学及び名古屋文理大学短期大学部のコミュニケーションマーク及び校章の使用に関し必要な事項を定めることにより、学園のユニバーシティ・アイデンティティを確立するとともに国内外における知名度及び信頼性の向上を図ることを目的とする。

(制式)

第2条 コミュニケーションマーク及び校章の制式は、別記のとおりとする。

(使用者の資格)

第3条 コミュニケーションマーク及び校章を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 1) 学園の教職員または学生(以下「教職員等」という。)
- 2) その他理事長が使用を認めた団体等

(使用の範囲)

第4条 コミュニケーションマーク及び校章は、次に掲げるものに使用させることができる。

- 1) 学園の学位記、卒業証書、賞状、各種証明書等の公式の文書
- 2) 学園の教職員等が使用する便せん、封筒又は文具等
- 3) 学園の教職員等の名刺、名札等
- 4) 学園の旗等の正規装飾品
- 5) その他理事長が適当と認め使用を許可したもの

(使用の許可の申請)

第5条 次に掲げる場合には、コミュニケーションマーク及び校章を使用しようとする者は、所定の様式による申請書を学園に提出し、その使用の許可を得なければならない。

- 1) 第4条各号に掲げるもの以外のものにコミュニケーションマーク及び校章を使用する場合
- 2) コミュニケーションマーク及び校章を使用した商品を販売する場合
- 3) コミュニケーションマーク及び校章を利用して役務を提供する場合

(使用の許可)

第6条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容が適当と認められるものについて、当該使用を許可するものとする。

(使用契約)

第7条 理事長は、第5条第2号又は第3号に掲げる場合の使用であって前条の規定により使用を許可したときは、使用を許可された者とコミュニケーションマーク及び校章の使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

(使用料)

第8条 前条の規定により使用契約を締結した者は、使用契約で定める使用料を納付しなければならない。

(第三者使用の禁止)

第9条 コミュニケーションマーク及び校章を使用する者は、学園の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第10条 コミュニケーションマーク及び校章を使用するときは、この規程及び別に定めるデザインマニュアルを遵守しなければならない。

(使用の停止等)

第11条 次に掲げる場合には、理事長は、当該コミュニケーションマーク及び校章の使用の許可を取り消し、使用を中止させることができる。

- 1) 第4条各号に反している場合
- 2) 理事長がコミュニケーションマーク及び校章の使用目的または使用方法等が適当でないと認めた場合
- 3) 偽り、その他不正の手段により使用許諾を受けたと認められた場合

(事務)

第12条 コミュニケーションマーク及び校章の使用許可に関する事務担当は、事務局総務課とする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

別記

コミュニケーションマーク

校章

